五〇八　土地改良法施行令第五十条第十五項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件等の一部を改正する件　三一　68　二三八

五〇九　森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件等の一部を改正する件　三一　68　二四一

五一〇　漁業法第五十七条第七項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数を定める件の一部を改正する告示　三一　68　二四三

五一一　農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件　三一　68　二四四

五一二　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件　三一　68　二四五

五一三　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特25　二四一

五一四　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　三一　特25　二四二

五一五　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特25　二四六

五一六　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件の一部を改正する件　三一　特26　一七五

五一七　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する件の一部を改正する件　三一　特26　一七六

○農林水産省、経済産業省、国土交通省

一　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律に基づき指定法人の住所及び事務所の所在地の変更を公示する件　一〇　48　六八

二　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する告示　三一　68　二四五

○農林水産省、国土交通省

二　漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示　一〇　48　六八

○経済産業省

一七　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　二　七

一八　主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示　一〇　48　六九

一九　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　一〇　48　七〇

二〇　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示　一七　五

二一　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件　二四　59　一五一

二二　産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件　二八　三

二三　安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示　二八　62　三三

二四　情報処理の促進に関する法律施行規則第三十四条第二項の規定に基づき、特定講習として経済産業大臣が定める講習を定めた件の全部を改正する件　二八　62　三六九

二五　フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件　三〇　67　八〇

二六　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件　三一　四

二七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針　三一　68　二四八

二八　工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準　三一　68　二五四

二九　非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示　三一　68　二五九

三〇　石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示　三一　68　二六三

三一　小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和五年度に係る支給率を定める件　三一　68　二六三

三二　エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準　三一　68　二六三

三三　特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針　三一　68　二六九

三四　第十四次鉱業労働災害防止計画　三一　68　二七一

三五　電気事業法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき、広域的運営推進機関が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件　三一　68　二七四

三六　広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件の一部を改正する告示　三一　68　二七五